

医療型短期入所事業所をお探しの 障害児・者のご家族の方へ

《医療型短期入所事業所における空床確保事業を行っています。》

兵庫県では、在宅生活をされている医療的ケアが必要な重症心身障害児者の方が、医療型短期入所事業所を利用できるよう、輪番により神戸・阪神圏域及び播磨圏域に各1床の空床を確保する「医療的ケア児等医療提供体制確保事業」を実施しています。

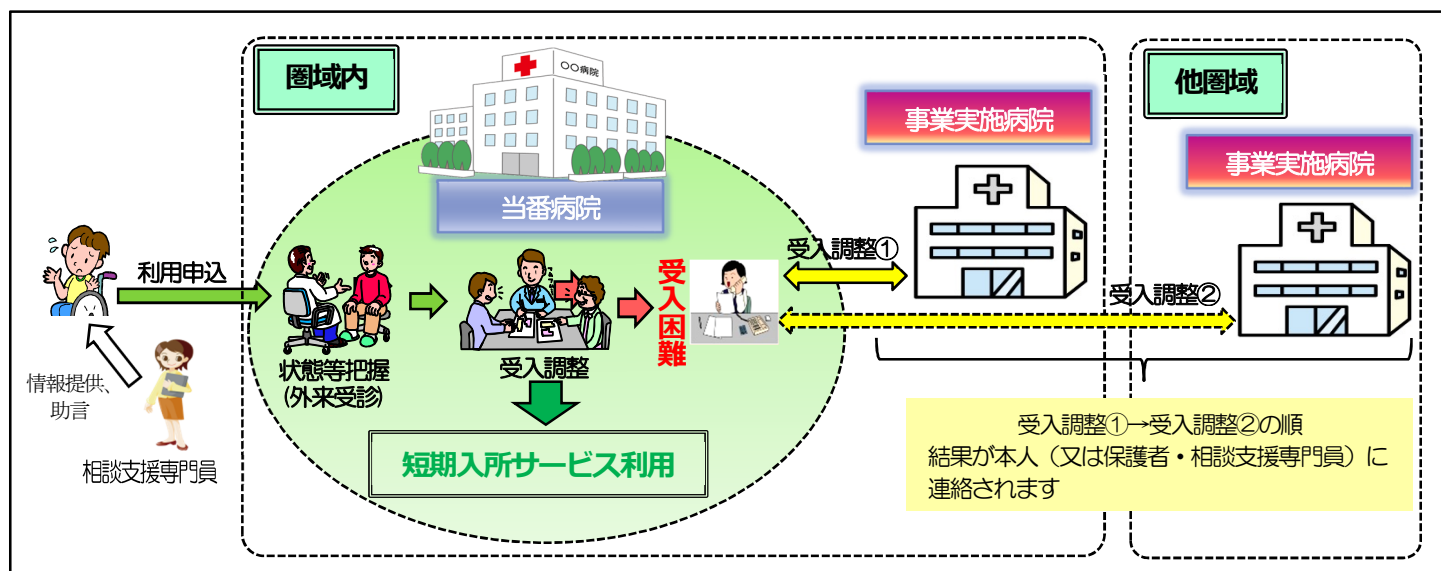
<どのような人が利用できるの？>

兵庫県内にお住まいの、遷移性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する方及び重度心身障害児等で、医療型短期入所の対象となる方が利用できます。

<利用するにはどうしたらいいの？>

※ 短期入所サービスの受給者証をお持ちでない場合は、まずお住まいの市町に支給決定の相談をしてください。

- ①当番病院の窓口利用の申込（お電話で必要な手続き等をお問い合わせください）
- ②事前診察の予約（医療機関によっては事前の診察が不要の場合があります）
- ③かかりつけ医の診療情報提供書の提出
- ④利用登録のための事前診察（外来受診）
- ⑤利用契約の締結 ⇒ ⑥利用日の予約 ⇒ ⑦短期入所の利用



<制度利用にあたっては次のことにご留意ください>

- 利用は予約制ですので、緊急の受け入れはできません。
- ベッドに空きがない場合や利用される方の状態等により、利用いただけない場合があります。
- 利用にあたっての要件は各医療機関により異なりますので、必ず利用申込の際に各医療機関にお問い合わせください。
- 当番病院での受け入れが難しい場合、他の事業実施病院をご紹介する場合があります。

令和6年度 医療的ケア児等医療提供体制確保事業 輪番予定表

	【神戸・阪神圏域】	【播磨圏域】		
	済生会 兵庫県病院	姫路 赤十字病院	加古川 中央市民病院	兵庫 あおの病院
4月	○			○
5月	○	○		
6月	○	○		
7月	○			○
8月	○			○
9月	○			○
10月	○		○	
11月	○		○	
12月	○			○
1月	○			○
2月	○			○
3月	○			○

【神戸・阪神圏域】

病院名	所在地	対象年齢	受入対象者	連絡先
済生会兵庫県病院	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号	15歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・自立で移動できず、経口摂取をしていない常時介護が必要な児 ・腹膜透析を必要とする方は除く 	総合支援センター 078-987-2222

病院名	所在地	対象年齢	受入対象者	連絡先
姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	15歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり・呼吸障害なし ・経管栄養状態のみ（経口摂取不可） 	小児科外来 079-294-2251
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器不可・気管切開可 ・吸引可・酸素可 ・経管栄養可（経鼻・胃ろう） ・寝たきり（自動体動不可） 	小児在宅医療支援室 079-451-5500
兵庫あおの病院	小野市市場町926番地の453	18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児（者） ・呼吸器可・経管栄養可 ・透析不可 	療育指導室 0794-62-5533